

附属書四

<p>(i) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）</p>	<p>(1) 次に掲げるものを除くほか、約束しない。</p> <p>(a) 集団投資スキームの持分の機関投資家に対する販売</p> <p>(b) シンガポール通貨監督庁の認定を受けた集団投資スキームの持分の販売であって、有価証券を取り扱うための資本市場サービス免許を保持する者を通じてなされるもの制限しない。</p> <p>(2) 資産運用会社、信託サービス会社並びに保管及び預</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>
---	---	---

<p>託を行う会社は、支店、子会社又は合併会社として設立することができる。</p> <p>中央預託有限会社に限り、仮株券なしの取引システムに基づいて、有価証券の保管及び預託のサービスを提供することが認められる。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(4) 約束しない。</p>